令和８年第１回潟上市議会定例会会議録

○開　会　　令和８年　３月　５日　午前１０：００

○散　会　　午後　０：０６

○出席議員（１８名）

１番　加藤大地	２番　鈴木司	３番　奈良崇史
４番　安田貴志	５番　伊勢潤	６番　中川光博
７番　菅原宣之	８番　一ノ関郁也	９番　石川浩之
１０番　菅原龍太郎	１１番　藤原仁美	１２番　奈良与志樹
１３番　堀井克見	１４番　藤原典男	１５番　鐙仁志
１６番　菅原蘭子	１７番　鈴木壮二	１８番　佐藤敏雄

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	鈴木雄大	副市長	鎌田雅人
教育長	吉原慎一	総務部長	古仲淳
市民生活部長	菅生司	福祉保健部長兼福祉事務所長	伊藤佐和子
産業振興部長	古畑範行	建設部長	佐々木渉
教育部長	伊藤強	総務課長	浅野幸一
危機管理監	櫻庭満久	企画政策課長	石井恵子
財政課長	内田倫雄	市民課長	齊藤栄子
健康長寿課長	渋谷比奈子	子育て応援課長	金美妃
商工観光振興課長	鈴木和徳	都市建設課長	小玉大史
教育総務課長	菅原摂		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	安田秀樹	議会事務局次長	澁谷睦子

令和８年第１回潟上市議会定例会日程表（第１号）

令和８年３月５日（１日目）午前１０時００分開会

会議並びに議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長）
日程第　４　施政方針（市長施政方針、教育長教育行政方針）
日程第　５　議案第　１号　潟上市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）について
日程第　６　議案第　２号　潟上市行政手続条例の一部を改正する条例（案）について
日程第　７　議案第　３号　潟上市防災会議条例及び潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）について
日程第　８　議案第　４号　潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
日程第　９　議案第　５号　潟上市昭和デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例（案）について
日程第１０　議案第　６号　潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について
日程第１１　議案第　７号　潟上市火入れに関する条例の一部を改正する条例（案）について
日程第１２　議案第　８号　潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について
日程第１３　議案第　９号　潟上市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例（案）について
日程第１４　議案第１０号　潟上市附属機関設置条例の一部を改正する条例（案）について
日程第１５　議案第１１号　潟上市立保育所条例を廃止する条例（案）について
日程第１６　議案第１２号　財産の無償譲渡について

日程第１７　議案第１３号　潟上市みらい共創プラン（第３次潟上市総合計画）の策定について

日程第１８　議案第１４号　潟上市過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第１９　議案第１５号　第４期潟上市地域福祉計画の策定について

日程第２０　議案第１６号　市道路線の認定及び変更について

日程第２１　議案第１７号　秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について

日程第２２　議案第１８号　令和７年度潟上市一般会計補正予算（第１５号）（案）について

日程第２３　議案第１９号　令和７年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）（案）について

日程第２４　議案第２０号　令和７年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）（案）について

日程第２５　議案第２１号　令和７年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）（案）について

日程第２６　議案第２２号　令和７年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第１号）（案）について

日程第２７　議案第２３号　令和７年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第１号）（案）について

日程第２８　議案第２４号　令和７年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第１号）（案）について

日程第２９　議案第２５号　令和７年度潟上市水道事業会計補正予算（第３号）（案）について

日程第３０　議案第２６号　令和７年度潟上市下水道事業会計補正予算（第３号）（案）について

日程第３１　議案第２７号　令和８年度潟上市一般会計予算（案）について

日程第３２　議案第２８号　令和８年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について

日程第３３　議案第２９号　令和８年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について

日程第３４　議案第３０号　令和８年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について

日程第３５　議案第３１号　令和８年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について

日程第３６　議案第３２号　令和８年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について

日程第３７　議案第３３号　令和８年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について

日程第３８　議案第３４号　令和８年度潟上市水道事業会計予算（案）について

日程第３９　議案第３５号　令和８年度潟上市下水道事業会計予算（案）について

日程第４０　予算特別委員会の設置について

日程第４１　予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について

日程第４２　諮問第　１号　人権擁護委員候補者の推薦について

日程第４３　陳情第　１号　ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書

午前１０時００分　開会

○議長（佐藤敏雄）　おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦労さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和８年第１回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第１　会議録署名議員の指名】

○議長（佐藤敏雄）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、２番鈴木司議員、４番安田貴志議員を指名します。

【日程第２　会期の決定】

○議長（佐藤敏雄）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から３月26日までの22日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　異議なしと認めます。したがって、会期は本日から３月26日までの22日間に決定しました。

【日程第３　諸般の報告】

○議長（佐藤敏雄）　日程第３、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、タブレット端末に配布のとおりで、朗読、説明は省略します。

【議会運営委員会の報告】

○議長（佐藤敏雄）　次に、議会運営委員長からの報告を行います。２番鈴木司議会運営委員長。

○議会運営委員長（鈴木司）　おはようございます。

それでは、議会運営委員会からの報告をいたします。

議会運営委員会は２月26日に、提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、正副議長、当局から説明員として総務部長、総務課長、財政課長の出席の下に開催しております。

３月３日には、一般質問の取扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として、委員、正副議長の出席の下に開催しております。

本定例会の運営についてご報告いたします。

はじめに、予算特別委員会の設置について申し上げます。

当局からは大綱説明を受けた後に予算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定です。その後、３月16日に特別委員会を開催し、補足説明、大綱質疑を行い、終了後、各常任委員会からなる分科会にて詳細に審査する予定です。

また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告、質疑、討論、採決の順に行う予定となっております。

本会議最終日は午後から開催する予定で、予算以外の議案等については各常任委員会報告、質疑、討論、採決の順に行い、予算議案については特別委員会報告、討論、採決の順に行う予定となっております。

なお、予算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員については、本会議と同様の取扱いとなります。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、付託につきましては、タブレット端末に委員会付託表として配布しておりますので、ご確認ください。

なお、議案第13号、14号、15号、17号と諮問第１号は、初日の審議となります。

陳情について申し上げます。

陳情については、配布の陳情文書表のとおりといたします。

陳情第２号については、常任委員会へは付託せず、全議員に配布するのみとすることにいたしました。タブレット端末にてお配りしておりますので、ご確認ください。

一般質問について申し上げます。

一般質問については６名の通告者がありました。抽選の結果、３月11日水曜日の１番目は11番藤原仁美議員、２番目に９番石川浩之議員、３番目に14番藤原典男議員、４番目に５番伊勢潤議員です。３月12日木曜日の１番目に私、鈴木司です。２番目に７番菅原宣之議員となりました。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査は、各委員会とも３月16日月曜日の特別委員会全体会終了後から開会とします。

また、最終日に、同意第１号として潟上市監査委員の選任を行う予定としております。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（佐藤敏雄）　これで諸般の報告を終わります。

【日程第４　施政方針】

○議長（佐藤敏雄）　日程第４、市長の施政方針を行います。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大）　おはようございます。

令和８年第１回潟上市議会定例会の開会にあたり、市政の所信と令和８年度予算編成の概要を申し上げます。

本市は昨年、市制施行20周年という輝かしい節目を迎え、市民の皆様と喜びを分かち合い、盛大に祝うことができたことを心よりうれしく思っております。

記念式典をはじめ、様々な記念行事を通じて、本市がこれまで歩み続けた軌跡を振り返るとともに、ここに暮らす皆様が抱く「ふるさと潟上」への誇りや愛着、確かな未来への希望を一層実感することができ、このすばらしい特別な一年を共に築いていただいた皆様に、改めて深く感謝を申し上げます。

私自身も昨年４月、潟上市長として２期目の任期がスタートし、新たな決意の下、市民の皆様がお寄せくださった変わらぬ信頼とご支援を励みとしながら、日々全力で市政運営に取り組んでおります。

令和７年度においては、繰り返される豪雨災害や身近に忍び寄るクマの脅威、物価の高止まりが続く経済情勢など、多くの困難に直面する中で、何よりも市民の生命と財産、暮らしを守り、地域経済を支えることを最優先事項に位置づけ、とりわけクマ対策や物価高騰対策といった、市民生活に直結する緊急的な課題に対しては、より一層スピード感を持って対応してまいりました。

夏から秋の終わりにかけて頻発したクマの市街地への出没は、日常生活に深刻な影響を与えたことから、クマによる被害の防止と市民の安全確保に向け、関係機関との連携を強化するとともに、捕獲器の購入等に係る関係予算を専決処分して対応するなど、迅速にクマ対策を講じております。

また、経済対策としては、３年連続となるかたがみ給油クーポン配布事業の実施に加え、新たな事業として全市民を対象に１万円分の現金又は電子ポイントを給付する「支える力『市民生活応援総合支援事業』」に着手するなど、市民の皆様の声をよく聴きながら現状を的確に捉え、暮らしに係る経済的負担の軽減が図られるよう、着実に取組を

進めております。

国においては、混迷を深める国際情勢や世界規模の経済変動など、極めて不透明な状況下において、新たな政策展開や経済財政運営の指針について、国内外の急激な変化に対応すべく、かつてないスピードで議論が重ねられております。

また、県では、令和８年度からの県政運営の指針となる新たな総合計画の策定に当たり、県政の最重要課題である人口減少問題の克服に向けた実効性の高い施策を盛り込み、大胆な発想と斬新な手法を積極的に採り入れながら、秋田の再興に向けた新たな一歩を踏み出し、持続可能な秋田づくりを進めていくこととしております。

こうした国や県の動向等を注視しながら、本市においては、令和８年度を初年度とする潟上市みらい共創プランや第３次潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた目標の実現に向け、「稼げる力」「支える力」「考える力」の「３つの力」を市政運営の柱に据え、世代を超えた多くの方々が「暮らし続けたい」「暮らして良かった」と実感し、潟上市への愛着心を抱けるよう、引き続き魅力あふれるまちづくりを推進してまいります。

次に、令和８年度予算編成について申し上げます。

本市の令和８年度当初予算の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ178億9,500万円で、骨格予算とした前年度と比較して12億4,500万円、7.5パーセント増となっております。

前年度当初予算と比較して、人件費の上昇や、物件費・補助費におけるふるさと納税関連経費の増加が顕著となる中、市税収入は引き続き安定を維持しているものの、増大する歳出に対応するため、財政調整基金を取り崩しての予算編成となった一方、市債では、事業債はプライマリーバランス黒字化継続のため、発行額を元金償還額以下とし、健全な財政運営を目指してまいります。

次に、令和８年度の重点施策等について申し上げます。

新たな総合計画である潟上市みらい共創プランにおいては、時代の潮流や本市の現状と課題、市民の意識を踏まえ、目指すべき将来の姿、おおむね10年後の将来像を「みんなで創る　みんなが輝く　愛され　誇れる　私たちの潟上市～誰もが幸せに暮らせるまちを目指して～」としております。

この将来像の実現に向けては、産業振興、子育て・健康・福祉、防災・生活基盤、教育・文化・スポーツ、市民協働・行財政改革の五つの分野の基本目標を設定し、関連す

る施策や取組を基本目標別プランとして体系的に整理しております。

また、これまでも市政運営における様々な場面で柱に据えてきた「進化する潟上・３つの力の創造」を重点プロジェクトとして掲げ、計画上の全施策の中から「稼げる力」「支える力」「考える力」の創造に特化した取組を取り上げ、重点的かつ優先的に取り組むべき施策として位置づけております。

この計画の４年間の推進期間の始まりである令和８年度は、これまでの成果を確実に次のステージにつなげながら、潟上市の更なる進化を目指して、これら「３つの力」の創造に全力を傾注してまいります。

はじめに、「稼げる力」の創造についてであります。

地域活力の源となる産業の生産性向上に向けた基盤整備、並びに農林漁業者の生産拡大や中小企業の経営安定に向けた支援に取り組むとともに、本市のＰＲを強化し、特産品の販路拡大や観光振興による交流拡大を図りながら、本市の成長や地域経済の活性化、豊かな市民生活の実現に向け、「稼げる力」を創造してまいります。

農林水産業の振興については、高騰する米価や高止まりしている農業資材価格の動向を注視しながら、収益性の高い作物への転換等を進め、農業者の収益力向上を目指した産地づくりを推進してまいります。

また、担い手の高齢化や人口減少により農業従事者の減少が深刻化している現状を踏まえ、スマート農業の普及を通じた作業効率の向上と省力化を実現し、規模拡大やコスト削減、生産性向上を図りながら、新規就農者の参入や担い手の確保・育成に努めてまいります。

水産資源の維持・増大及び漁業経営の安定に向けては、海面漁業・内水面漁業における放流事業を引き続き支援し、つくり育てる漁業を推進してまいります。

また、新たに潟上市漁業経営安定資金貸付金事業を創設し、秋田県漁業協同組合を通じて本市の漁業経営者が円滑に資金調達を行える環境を整えることで、その経営の安定につなげてまいります。

有害鳥獣による農林水産物被害や人身被害の防止に向けては、引き続き鳥獣被害対策実施隊と連携し、担い手の確保により体制を強化するとともに、不要な果樹の伐採など有害鳥獣の誘引物の除去等の対策を講じてまいります。

商工業の振興については、地域経済の更なる活性化を図るため、企業の設備投資や新商品開発に対する積極的な支援を通じ、競争力の向上や販路拡大を後押しするほか、自

ら「稼げる力」を創造し、地域商工業の持続的な発展を支える人材の育成支援に取り組んでまいります。

また、新たな産業の創出・育成や企業の立地促進を目的として、起業・創業支援や工場の新増設に対する助成を継続するとともに、地域における雇用の場の確保に向け、工業団地の拡張適地調査などを行い、地域の産業基盤の強化を図ってまいります。

観光の振興については、本市の魅力を更に向上させるため、三大まつりをはじめとする多彩なイベントを開催し、多くの方々が訪れる機会を創出するほか、観光客の受入体制の整備に努めてまいります。

また、ふるさと納税制度における返礼品の充実を図り、本市が誇る地域特産品の魅力を一層高める取組を展開するとともに、県外在住の若者に向けたイベントや就職等の情報発信に加え、本市出身等の若者を対象とした首都圏などにおける交流事業を積極的に企画するなど、関係人口の創出と拡大に取り組んでまいります。

移住・定住の推進に向けては、本市での暮らしを体験する移住体験制度を拡充し、地域への理解促進や移住に伴う不安の解消を図るとともに、本市へのＵターンや転入を機に行う住宅改修への補助上限額を引き上げ、安心で快適な住環境の更なる向上を後押ししてまいります。

次に、「支える力」の創造についてであります。

道路や上下水道などの社会インフラの整備のほか、切れ目のない充実した子育て支援や良質な子育て環境の整備に取り組むとともに、市民の健康づくりを後押しし、支援を必要とする人々に寄り添う地域福祉体制と災害時における危機管理体制の充実強化を図りながら、全ての市民にとって安全・安心で暮らしやすいまちの実現に向け、「支える力」を創造してまいります。

こども・子育て支援施策においては、令和８年度を始期とする潟上市こども計画に基づき、地域全体で子ども・若者、子育て当事者を支える体制を強化し、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図り、未来を担う子どもたちが安心して成長できる社会づくりを推進してまいります。

親と子の健康づくりの推進として、国の方針に基づき、新生児や乳児の重症化を防ぐＲＳウイルス母子免疫ワクチンの妊婦への定期接種を令和８年度から開始するに当たり、医療機関と連携した円滑な実施体制を構築するとともに、丁寧な周知と啓発に努めてまいります。

相談・養育支援体制の充実に向けては、こども家庭センターにおいて、子どもとの関わりや子育てに悩みや不安を抱える保護者を対象としたペアレント・トレーニングを行い、親子間における適切な関係性の構築を支援してまいります。

また、小学４年生から中学３年生までの児童生徒を対象に、ヤングケアラーの実態を把握するための調査を行うとともに、ヤングケアラーの認知度の向上に努め、学校や関係機関と連携しながら、子どもの様々な困りごとやその家庭に応じた適切な支援体制の充実を図ってまいります。

さらに、母子手帳アプリに来庁相談等の予約機能を追加し、妊婦や子育て家庭の方々が妊娠届出時の面談や個別相談、各種教室の申込手続などを時間に縛られることなく円滑に行える環境を整え、利便性の向上を図ってまいります。

子育ての経済的負担に対しては、新たに小学生の学校給食費の一部助成を実施するほか、本市独自の取組である、かたがみ未来子育て応援事業によるライフステージに応じた支援を継続するなど、出産・子育て・教育に係る経済的な支援を行い、子どもの健やかな成長と子育て家庭の経済的負担の軽減につなげてまいります。

若竹幼児教育センターで４月から開始する、未就園児を対象とした乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、利用状況を見ながら実施園を順次拡大し、子どもが利用しやすい環境を整備してまいります。

教育・保育施設の再編については、若竹幼児教育センターと昭和こども園の円滑な統合に向けて合同保育を実施し、園児が新しい保育環境に適応できるよう十分に配慮しながら進めてまいります。

追分保育園の民営化に向けては、現在、移管先として選定された社会福祉法人風の遊育舎、追分保育園保護者及び市の三者間で協議を重ねており、４月からは移管先法人と合同保育を行いながら園児一人一人の状況を適切に引き継ぎ、園児及び保護者との信頼関係の構築に努めてまいります。

また、子どもの活動の場の充実に向けては、鞍掛沼公園リニューアル事業として、遊びの広場内に新たに大型遊具を設置し、子どもたちが安全に心行くまで楽しめる、魅力あふれる遊びの場を整備してまいります。

健康診査体制・予防対策の充実については、健康診査やがん検診の受診を積極的に促し、市民が検診を受けやすい体制を整えるとともに、がんの予防対策をより一層推進するため、肺・大腸・乳がん検診における無料対象者を拡充してまいります。

さらには、がん検診精密検査費用に対する助成額を引き上げ、市が実施するがん検診受診者以外も助成対象に加えることで、がんの早期発見・早期治療につなげ、本市におけるがんによる死亡率の低下と健康寿命の延伸を図ってまいります。

感染症の予防と感染拡大防止に向けては、国や県、関係機関と連携し、各種予防接種の機会を安定的に確保するとともに、帯状疱疹ワクチン接種については、不活化ワクチン接種の助成額を増額し、市民の経済的負担を軽減することで接種の促進に努めてまいります。

介護を必要とする高齢者やその家族介護者を社会全体で支える仕組みを構築するため、地域における医療・介護、生活支援、介護予防などに係る関係機関と連携を深め、地域包括ケアシステムの充実に取り組んでまいります。

障がい福祉分野におけるニーズの多様化に対応するため、専門性が高い相談支援専門員を配置した潟上市基幹相談支援センターを新たに設置し、他の関係機関と連携しながら、障がいのある方やその家族にきめ細やかな支援を提供する体制を整備してまいります。

危機管理体制の充実については、近年、激甚化・頻発化する災害への備えが一層重要となる中、地域の防災力を強化し、災害に迅速かつ的確に対応できる体制を整えるため、地域防災計画の見直しを実施するほか、洪水ハザードマップの作成やその周知活動に取り組み、災害リスクに対する市民の理解促進と防災意識の向上を図ってまいります。

地域の消防力を維持・強化することを目的として設立された男鹿潟上南秋消防組合は、令和８年度から新たな体制での業務が開始されます。

また、湖東地区行政一部事務組合の解散に伴う同組合からの火葬場に関する事務及び財産の承継と、八郎潟町及び井川町からの事務の委託を受け、令和８年度から本市による湖東地区斎場の運営を開始いたします。

ごみの広域処理については、本市及び八郎湖周辺清掃事務組合の構成市町村において、効率的なごみ収集運搬体制を構築するため、その中核となるごみ中継施設の整備に関する検討を重ね、先般の協議の結果、利便性や運搬効率の観点から、潟上市クリーンセンター敷地内に当該施設を設置することで合意しております。

引き続き具体的な協議を進め、広域化によるスケールメリットを最大限に享受した、安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築を目指してまいります。

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、既存施設の老朽化や適正な整備・運営の必要

性、し尿処理財源の減少といった現状を踏まえ、秋田市汚泥再生処理センターでの広域処理の実現に向け、秋田市・男鹿市・潟上市し尿等広域処理連絡協議会において、引き続き協議を進めてまいります。

次に、「考える力」の創造についてであります。

少子高齢化と人口減少による影響から目を背けることなく、参画と協働の精神の下、様々な主体と関わり合い、それぞれの力を結集して市政課題の解決に当たりながら、未来につながる持続可能な潟上市の実現に向け、「考える力」を創造してまいります。

若年層のまちづくりへの参画を促すため、高校生・大学生等のＺ世代による主体的な活動の場として現在取り組んでいるＺ世代活躍課プロジェクトを更に充実させ、同プロジェクトにおける活動状況などの情報を積極的に発信することで認知度の向上を図りながら、より多くの若い世代がまちづくりに参画できる環境を整備し、参画と協働のまちづくりを一層推進してまいります。

持続可能な行政運営の推進にあたり、職員数が限られる中で、新たな行政ニーズに応えつつ、市民サービスを安定的に維持・継続していくためには、業務の抜本的なデジタル化と再構築が必要不可欠であることから、企画政策課にＤＸ推進班を新設し、庁内ＤＸの推進体制を強化するほか、ＤＸによる市民サービスの更なる充実と市民の利便性の向上を図ってまいります。

総合的・計画的な行政運営の推進については、潟上市みらい共創プランを本市の最上位計画に据え、各種施策・事業に取り組んでいくこととし、過疎地域の持続的発展に向けては、令和８年度を計画の初年度とする潟上市過疎地域持続的発展計画に基づき、過疎指定を受けた地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上のための取組を引き続き進めてまいります。

同じく令和８年度を計画の初年度とする第３次潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、これまでの四つの基本目標を三つに再編し、潟上市みらい共創プランに掲げる重点プロジェクトとの関係性を明確化したことに加え、デジタル技術による課題解決を新たな視点として取り入れており、この新たな総合戦略の下で「活力にあふれにぎわい豊かで、誰もが健やかに暮らせる　安全安心快適な環境を備え、市民とともに築くまち」の実現を目指してまいります。

併せて、令和８年度から始動するハートフルプランかたがみ2026、第５次行政改革大綱及び潟上市ＤＸ推進計画に基づき、社会の多様化やデジタル化の進展を的確に捉え、

全ての市民が自分らしく輝き、将来にわたって質の高い行政サービスを享受できる基盤づくりを全庁一丸となって進めてまいります。

次に、特別会計予算及び企業会計予算について申し上げます。

両会計を合わせた予算の総額は107億4,805万2,000円で、前年度と比較して１億892万2,000円、1.0パーセント減となっております。

このうち、社会保障関係の３特別会計予算総額は79億8,918万1,000円、企業会計のうち水道事業会計の予算総額は11億73万6,000円、下水道事業会計の予算総額は16億5,695万3,000円となっております。

以上が令和８年度の施政方針及び重点施策であります。

私が掲げる進化する潟上の創造とは、単に新しいものを築くだけでなく、時代の変化に合わせ、これまでの在り方を真摯に見直し、未来に必要な選択をして、次の世代に責任ある形でバトンを渡すこと、それこそが真の進化であります。

未来を見据えた勇気ある挑戦の積み重ねによって進化する潟上は実現されるものと考えております。

しかしながら、その道は決して容易なものではありません。進行し続ける人口減少・少子高齢化をはじめとした社会環境の劇的な変容により、これまで慣れ親しまれてきた体制や環境を再構築していくという決断を迫られる局面がいよいよ訪れております。

そうした中において、私は、一つ一つの課題に誠実に向き合い、解決策を模索し続け、考え抜いた末の決断は、ふるさと潟上の未来にとって必要な選択であると堅く信じております。

これからも市民の皆様の声に真正面から向き合うとともに、しっかりと説明責任を果たし、確固たる決意と覚悟を持って、スピード感ある市政運営に努めていく所存であります。

更なる進化の先にある、希望に満ちた潟上市の未来を共に創り上げるため、議員各位並びに市民の皆様の深いご理解と多大なるご協力を心よりお願い申し上げ、私の施政方針といたします。

【教育行政方針】

○議長（佐藤敏雄）　次に、教育長の教育行政方針を行います。吉原教育長。

○教育長（吉原慎一）　市長の施政方針に引き続き、教育委員会から教育行政を進めるに当たっての方針を述べさせていただきます。

現在迎えつつある予測困難な時代に、子どもたちが自立した人間として生きる力を身に付けるために、自らの人生を舵取りできる力の獲得が不可欠となっております。生成ＡＩなどデジタル技術が発達する現代においては、人生を舵取りできる力は、多様な他者と協働できる柔軟で豊かな発想の中に育つものだと言えましょう。そのような力を持った、民主的で持続可能な社会の創り手を育成していくことが新しい教育の方向性であると考えます。

また、人生100年時代とも言われる中、一人一人の学ぶ時期や進路が複線化する人生のマルチステージモデルへの転換が予測されており、生涯学習の必要性が高まっております。そこで、誰もが自らの学びを習慣化し、生涯にわたって学び続けることができる体制を整えてまいりたいと考えております。

本市においては、子どもたちがふるさとや人々とつながる中で、他者と学びを共有するとともに、学びをより深く理解し、新しい気づきを得ることができるように教育行政を推進してまいります。

それでは、はじめに学校教育の充実について申し上げます。

現在の学校教育の中で、子どもたちが主体的に学びに向き合っていくためには、学びの動機づけをアップデートする必要があります。

そこで、本市では「勉強が好き。友だちが好き。まちが好き。」と言える子どもたちを育てていくことが持続可能な社会を担う人材の育成につながるものと考えており、その実現のために次のとおり取り組んでまいります。

就学前後の教育につきましては、幼児期で育まれた資質・能力を踏まえた上で小学校教育が行われるよう小学校区ごとに作成した架け橋カリキュラムを活用し、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図ってまいります。また、幼保小架け橋コーディネーターを配置し、子どもの育ちや学びの連続性・継続性を大切にした一貫性のある指導の充実を図ります。

小・中学校におきましては、児童生徒が気軽に相談できる環境整備や支援体制構築のために、子どもと親の相談員や心の教室相談員、スクールカウンセラーの配置により、児童生徒の悩みに寄り添い、保護者や関係機関と連携しながら、いじめや不登校の未然防止及び早期発見、即時対応に努めてまいります。また、児童生徒にとって快適な教育環境を整えるとともに、教職員の業務負担の軽減が図られるよう、教育施設や設備の計画的な整備、改修、修繕等を実施してまいります。

児童数の増加に伴い、令和７年度に着工した追分小学校校舎増築工事については、令和９年３月中の完成を目指し工事を進めてまいります。

さらに、総合的な学習の時間を軸に、地域の自然や文化、先人の偉業等に触れる体験の充実を図るとともに、地域課題について探究し、地域社会に積極的に参画しようとする意識を高めることで、潟上に生まれ学んだことを誇りに思い、将来はふるさとに貢献できる人材の育成に努めてまいります。

次に、生涯学習、芸術・文化活動、生涯スポーツの推進について申し上げます。

人口減少や社会の変化、人々の価値観の多様化が進む中、市民一人一人が生涯にわたって学び続け、心豊かに過ごせる社会につながるように、生涯学習及び社会教育の推進を継続してまいります。

市民センター「かたりあん」を生涯学習の拠点とし、各市民センターにおいても、多様な学習機会の充実に努め、市民が集い、親睦が深まる環境を整えてまいります。

図書館については、子どもの読書活動の推進を継続し、思考力や豊かな感性を育むための支援を行うとともに、市民が読書に親しみやすい環境を整えてまいります。

また、児童館では、次代を担う子どもたちに安心して過ごせる場を提供し、心豊かに成長できるよう遊びを通じた児童館事業の充実に努めます。

さらに、市民の誰もが生涯を通じてスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、運動の習慣化、健康と体力づくりへの意識が高まるよう、市民団体や関係機関と連携し、スポーツフェスティバルなどの事業を実施してまいります。

体育施設においては、市民がより安全に、より快適に利用できるようサービスの向上を図り、スポーツ環境の充実に努めます。

次に、中学校部活動の地域移行については、より地域で支える体制づくりを必要とする、地域移行から地域展開へと考え方が変化しております。部活動の受け皿となる団体の認定基準などを定め、今後はこの基準に基づき団体の認定を行い、中学校部活動の地域展開を段階的に進め、子どもたちが引き続きスポーツや文化活動に親しめる環境の整備に努めてまいります。

最後に、日頃からの議員各位のご指導と市民の皆様のご協力に心から感謝申し上げ、また、今後のご支援とご協力をお願い申し上げまして、令和８年度の教育行政の方針といたします。

○議長（佐藤敏雄）　これで施政方針、教育行政方針の報告を終わります。

【日程第５　議案第１号　潟上市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第５、議案第１号 潟上市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）についてを議題とします。

議案第１号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子）　それでは、ピンク色の表紙の説明資料の１ページをお開き願います。

議案第１号 潟上市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、子ども・子育て支援法の一部改正による乳児等のための支援給付の創設に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

主な内容についてでございますが、事業の趣旨や用語の定義、利用定員及び運営に関する基準を定めるものでございます。

なお、この条例は令和８年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第６　議案第２号 潟上市行政手続条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第６、議案第２号 潟上市行政手続条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第２号について、当局より提案理由の説明を求めます。古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳）　それでは、説明資料の２ページをお開き願います。

議案第２号 潟上市行政手続条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、行政手続法における公示送達方法の改正に鑑みまして、聴聞及び弁明の機会の付与に係る手続において、名宛人となるべき者の所在が判明しない場合に行う通知方法を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、現行は掲示場での書面掲示による方法のみでありますが、これに加えインターネットによる公表等を並行して行うものでございます。

なお、この条例は令和８年５月21日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第７　議案第３号 潟上市防災会議条例及び潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第７、議案第３号 潟上市防災会議条例及び潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第３号について、当局より提案理由の説明を求めます。古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳）　それでは、説明資料の３ページをお開き願います。

議案第３号 潟上市防災会議条例及び潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、令和８年４月１日からの常備消防組織の再編等に伴い、関係条例の関係部分を改正するとともに、防災行政無線子局配置場所等の名称について一部を改めるものでございます。

改正内容についてでございますが、（１）の潟上市防災会議条例につきましては、会議を構成する委員のうち、「男鹿地区及び湖東地区消防長」と記載の部分を「男鹿潟上消防本部消防長」に改め、一人減ずるものでございます。

（２）の潟上市防災行政無線通信施設設置条例につきましては、常備消防の所署の名称変更等に伴い、無線施設の配置場所の表記を改めるもので、「男鹿地区消防本部」を「男鹿潟上消防本部」に、「湖東地区消防本部」を「湖東消防署」に、「男鹿地区消防署天王分署」を「湖東消防署天王分署」に、「男鹿地区消防署天王南分署」を「湖東消防署天王南分署」に改めるものでございます。

また、市立追分保育園につきましては、配置場所を施設の名称から住所地に、「天王出戸地区浄水場」につきましては、潟上市公営企業組織規程との整合を図るため、「天王出戸第一浄水場」に改めるものでございます。

なお、この条例は令和８年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第８　議案第４号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第８、議案第４号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第４号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司）　それでは、説明資料の４ページをお開き願います。

議案第４号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、子ども・子育て支援法等の一部改正により、子ども・子育て支援納付金課税額に関し必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容についてでございますが、現行の賦課区分に新たに子ども・子育て支援納付金を加え、賦課額については、所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者につき算定した均等割額を加算した額とするものでございます。

税率（案）については、県から示された市町村標準保険税率（市町村算定方式）に基づき、所得割率を0.34パーセント、被保険者均等割額を年額で940円、18歳以上被保険者均等割額を60円、世帯別平等割額を年額で900円とするものでございます。

なお、この条例は令和８年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第９　議案第５号 潟上市昭和デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条

例（案）について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第９、議案第５号 潟上市昭和デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第５号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子）　それでは、説明資料の５ページをお開き願います。

議案第５号 潟上市昭和デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、令和８年３月をもって潟上市昭和デイサービスセンターにおける一般入浴事業（プラザの湯）を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、別表の一般入浴事業及びこれに該当する金額の表記を削除するものでございます。

なお、この条例は令和８年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第１０　議案第６号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第10、議案第６号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第６号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子）　それでは、説明資料の６ページをお開き願います。

議案第６号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、介護保険法第142条の規定に基づき、令和７年度税制改正及び介護保険法施行令の改正に伴い、介護保険料が増額となる者の介護保険料を減免するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、令和８年度住民税非課税者のうち、介護保険法施

行令附則第25条の規定により課税者とみなされる者は、介護保険料が増額となるため、当該者の保険料を令和８年度保険料算定に限り、住民税非課税者として判定する保険料段階まで減免するものでございます。

なお、この条例は令和８年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。５番伊勢潤議員。

○５番（伊勢潤）　課税者とみなされるということについてですけれども、具体的にどのような例があるのか教えていただけますか。

○議長（佐藤敏雄）　伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子）　ただいまのご質問にお答えいたします。

このたびの７年度の税制改正の内容といいますのが・・・ちょっとすいません。所得控除の限度額が55万円から65万円と10万円引き上げられるために、今まで非課税と、あ、税制改正の基準で、その８年度の住民税非課税となった方のうち、７年度の従前の税率で算定した結果、課税者というふうにみなされるというところであります。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　ほかに質疑ございませんか。15番鐙仁志議員。

○１５番（鐙仁志）　今、部長のほうから説明ありましたけれども、非課税者が納税者になるということはどういうことなのかと。これはちょっと非課税の者が逆に納税をしなければいけないということであれば、ちょっとこれは矛盾するんでないかなと思うけども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤敏雄）　伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子）　ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど申しました税制改正の都合で、市民税のほうが・・・あ、すいません。先ほど申しました税制改正の基準で、令和８年度の住民税がまず非課税という算定になった方なんですけれども、その方がまず今回の施行令25条により、令和７年度、従前の税率で算定した結果、課税者というふうにみなされてしまうという算定になってしまいますので、その方に限り、住民税の非課税者として介護保険料が課されるということでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　15番鐙仁志議員。

○１５番（鐙仁志）　そうだとするならば、非課税者が何名いて、納入しなければいけない人が何名おるのか、そこら辺のとこちょっと説明していただきたい。

○議長（佐藤敏雄）　そうですね、これ大綱質疑になりますので、大きく捉えまして款項までは言うような質問をしていただきたいと思います。で、目節に関しましては、各常任委員会にて、すいません、委員会、詳細は常任委員会で質問、質疑していただきたいと思います。ご理解いただきたいと思います。よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第１１　議案第７号 潟上市火入れに関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第11、議案第７号 潟上市火入れに関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第７号について、当局より提案理由の説明を求めます。古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行）　それでは、説明資料の７ページをお開き願います。

議案第７号 潟上市火入れに関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、林野火災に関する注意報の運用が開始されたこと等を踏まえ、火入れの中止に係る基準を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容についてでございますが、条例で規定する火入れを中止しなければならない場合に、林野火災に関する注意報が発令されたときを加えるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第１２　議案第８号 潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第12、議案第８号 潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第８号について、当局より提案理由の説明を求めます。佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木渉）　それでは、説明資料の８ページをお開き願います。

議案第８号 潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、道路法施行令の一部改正により、国の道路占用料の額が改定されることを踏まえ、条例の関係部分を改正するものでございます。

改正内容についてでございますが、令和６年度に実施された固定資産税評価額の評価替え等を踏まえ、道路占用料の額を改定するものでございます。

なお、この条例は令和８年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第１３　議案第９号 潟上市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第13、議案第９号 潟上市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第９号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子）　それでは、説明資料の９ページをお開き願います。

議案第９号 潟上市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、子ども・子育て支援法の一部改正により、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容についてでございますが、過料を科する規定に、乳児等支援給付に係る規定を追加するものでございます。

なお、この条例は令和８年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会へ付託します。

ここで暫時休憩します。再開は11時15分より再開いたします。

午前１１時０５分　休憩

……

午前１１時１５分　再開

○議長（佐藤敏雄）　休憩前に引き続き会議を再開します。

【日程第１４　議案第１０号 潟上市附属機関設置条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第14、議案第10号 潟上市附属機関設置条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第10号について、当局より提案理由の説明を求めます。古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行）　それでは、説明資料の10ページをお開き願います。

議案第10号 潟上市附属機関設置条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、地方自治法第138条の４第３項の規定に基づき、廃止石油坑井封鎖事業に必要な審議を行う、潟上市廃止石油坑井封鎖検討委員会を設置するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、別表第１の附属機関に、潟上市廃止石油坑井封鎖検討委員会を追加するとともに、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第２に、潟上市廃止石油坑井封鎖検討委員会を追加し、報酬日額１万円とするものでございます。

なお、この条例は令和８年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。14番藤原典男議員。

○１４番（藤原典男）　この委員会の構成する構成メンバー、それから、いつ頃まで目途にしてこの委員会を立ち上げて、それで最終的な終了をいつと考えているのか、そこら

辺お願いします。

○議長（佐藤敏雄）　古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず委員のメンバー構成ですけれども、大学教授等の専門家、いわゆる学識経験者が３名ほど、あと調査実施、実際工事等を行う技術畑の方々、この人たちが大体２名ということで想定しております。

それでスケジュールについてですけれども、新年度入って速やかに開始の準備をして、検討委員会を開いた上で、今度はその検討委員会での検討結果を踏まえて、今度どのように工事をやるのかと工法の検討等に入っていきますので、できるだけ速やかに進めたいと思っております。

○議長（佐藤敏雄）　14番藤原典男議員。

○１４番（藤原典男）　メンバーについては分かりましたけれども、そうすると市の職員ではどのような方を、例えば関係するところの学校を出た方とかというふうな職員を入れるとか、そういうふうなことはどのように考えていますか。

○議長（佐藤敏雄）　古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行）　ただいまのご質問にお答えいたします。

この専門委員会につきましては、あくまで外部の方ということで、市の職員に関しては事務局という扱いで関与はいたしますけれども、この検討の内容というか議論の中には入らないというふうになっております。

以上です。

○議長（佐藤敏雄）　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第１５　議案第１１号 潟上市立保育所条例を廃止する条例（案）について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第15、議案第11号 潟上市立保育所条例を廃止する条例（案）についてを議題とします。

議案第11号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子）　それでは、説明資料の11ページをお開き願います。

議案第11号 潟上市立保育所条例を廃止する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、潟上市立追分保育園の民営化に伴い、市立保育所を廃止するため、条例を廃止するものでございます。

なお、この条例は令和９年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第１６　議案第１２号 財産の無償譲渡について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第16、議案第12号 財産の無償譲渡についてを議題とします。

議案第12号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子）　それでは、説明資料の12ページをお開き願います。

議案第12号 財産の無償譲渡についてご説明いたします。

本案は、潟上市立追分保育園の運営を移管する相手方法人に同園の園舎等を無償譲渡するため、地方自治法第96条第１項第６号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてでございますが、無償譲渡する財産は建物２棟及び附属工作物で、財産の所在及び無償譲渡の相手方は記載のとおりでございます。

譲渡日は令和９年４月１日でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第１７　議案第１３号 潟上市みらい共創プラン（第３次潟上市総合計画）の策定について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第17、議案第13号 潟上市みらい共創プラン（第３次潟上市総合計画）の策定についてを議題とします。

議案第13号について、当局より提案理由の説明を求めます。古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳）　それでは、説明資料の13ページをお開き願います。

議案第13号 潟上市みらい共創プラン（第３次潟上市総合計画）の策定についてご説明いたします。

現行の第２次総合計画の計画期間が令和７年度をもって終了することから、令和８年度を始期とする潟上市みらい共創プランを策定するに当たり、潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

計画の主な内容についてご説明いたします。

「序章　はじめに」においては、計画策定の趣旨や計画の推進期間などを記載してございます。

第１章の「潟上市の目指す将来の姿」においては、まちづくりの基本理念として「みんなで創り、みんなが輝くまち」「豊かな自然と利便性が調和した住みよいまち」「市民が夢を描き、幸せと誇りを実感できるまち」を、おおむね10年後の将来像として「みんなで創る　みんなが輝く　愛され　誇れる　私たちの潟上市～誰もが幸せに暮らせるまちを目指して～」を掲げる旨などを記載してございます。

第２章の「将来像実現のための基本目標」においては、おおむね10年後の将来像を実現するための分野別に五つの基本目標を設定してございます。

第３章の「重点プロジェクト」においては、本計画に掲げる施策を横断的に取り組む枠組みとして、「稼げる力」「支える力」「考える力」の創造を掲げ、これら「３つの力」の創造に特化した取組を取り上げ、重点的かつ優先的に取り組むべき施策として位置づけております。

第４章の「基本目標別プラン」においては、先ほど申し述べた五つの基本目標に紐付く20の施策ごとに具体的な取組を展開してございます。

なお、この計画案につきましては、昨年11月の市政協議会でご説明し、協議していただいたものから内容に変更はございません。

また、計画の本編、それから参考資料及び概要版につきましては、議案と同時にタブレットのほうにお配りしております。

潟上市みらい共創プランの策定についての説明は以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番藤原仁美議員。

○１１番（藤原仁美）　総合計画について、先ほど教育長のほうからも生涯学習の必要性

が高まっているという方針についてお話をいただいております。第２次総合計画ではなかなか細かい計画もあったなというふうに記憶しているんですが、このたびの、このみらい共創プランについては、ちょっとこう大枠の計画があるな、計画にとどまってるなと、ちょっと物足りなさを感じるなというふうに感じております。この後、何か取組の指針など、特に教育分野で示されるのかというところをお伺いしたいです。

○議長（佐藤敏雄）　古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳）　ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の第３次の総合計画につきましては、先ほどご指摘があったとおり、体系を少し見直してございます。ただ、施策を少し統合した形で大くくりにしたんですが、やるべき事業、市として進めていく事業については、おおむね２次計画と変わってはございません。

で、今ご質問にございました教育分野に関してのその計画でございますが、まず総合計画はまず最上位の計画になりますが、その下にぶら下がる計画というのがございまして、教育委員会では、まずは教育の大綱というものがありますし、社会教育の分野であれば、その社会教育の分野の計画もございますので、具体的な施策・事業についてはそちらで盛り込まれると思います。

以上です。

○議長（佐藤敏雄）　11番藤原仁美議員。

○１１番（藤原仁美）　ありがとうございます。生涯学習の必要性というところで言うと、必ずしも教育分野ということでもなく、福祉分野にもまたがるというところで、冒頭市長からもお話がありました横断的にというところを是非重要視して、今後取り組んでいただきたいなと思います。ありがとうございます。

○議長（佐藤敏雄）　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄）　起立全員です。したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

【日程第１８　議案第１４号 潟上市過疎地域持続的発展計画の策定について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第18、議案第14号 潟上市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

議案第14号について、当局より提案理由の説明を求めます。古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳）　それでは、説明資料の14ページをお開き願います。

議案第14号 潟上市過疎地域持続的発展計画の策定についてご説明いたします。

現行の計画期間が令和７年度をもって終了することから、令和８年度を始期とする新たな計画期間の過疎地域持続的発展計画を策定するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

計画の内容についてご説明いたします。

はじめに、大項目の１において、基本的な事項として、本市の概況、人口及び産業の推移と動向並びに行財政の状況など市の状況、過疎地域の持続的発展の基本方針、計画期間などを記載してございます。

大項目２以降では、地域の持続的発展のために実施すべき12項目の施策について、現況と問題点、その対策、計画及び公共施設等総合管理計画等との整合性について記載してございます。

この計画案につきましては、先ほど同様、昨年11月の市政協議会でご説明し、協議していただいたものから内容の変更はございません。

また、市町村が策定するこの計画案につきましては、県の過疎地域持続的発展方針に基づき策定する必要があることから、事前に県知事との協議を行っており、令和８年２月５日付けで、計画案の内容に異議がない旨の回答を得てございます。

今後についてでございますが、本計画を議決いただきますと、直ちにこれを公表し、県経由で主務大臣、八つの大臣でございますけれども、こちらへ提出することとなります。

なお、本計画の本編と概要版につきましては、議案と同時にタブレットのほうへお配りしてございます。

潟上市過疎地域持続的発展計画の策定についての説明は以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄）　起立全員です。したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

【日程第１９　議案第１５号 第４期潟上市地域福祉計画の策定について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第19、議案第15号 第４期潟上市地域福祉計画の策定についてを議題とします。

議案第15号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子）　それでは、説明資料の15ページをお開き願います。

議案第15号 第４期潟上市地域福祉計画の策定についてご説明いたします。

本市では、令和３年に策定しました第３期潟上市地域福祉計画が令和７年度をもって終了することから、令和８年度を始期とする第４期潟上市地域福祉計画を策定し、潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例第２条及び第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

計画の主な内容についてご説明いたします。

基本理念を「みんながつながり　地域で支え合い　ともに育む　心豊かなまち」とし、福祉政策全般に係る市民と行政の協働に関する方策など、地域福祉の推進に必要な基本事項を五つの基本方針ごとに体系化しております。また、令和８年度から令和11年度までの４年間を計画の推進期間とし、国の指針に基づき第２期潟上市成年後見制度利用促進基本計画と潟上市再犯防止推進計画を本計画に包含し、一体的に展開してまいります。

なお、計画案につきましては、昨年11月の市政協議会で説明し、協議していただいたものから変更はございません。

また、本計画の本編と概要版につきましては、議案と同時にタブレットにお配りしております。

第４期潟上市地域福祉計画の策定についての説明は以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。６番中川光博議員。

○６番（中川光博）　今いただいた資料の中に、成年後見制度が２期を含むっていうことで示されてますけれども、この１期についての成年後見制度の成果についてどのように認識していらっしゃるのか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤敏雄）　伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子）　ただいまのご質問にお答えいたします。

第１期の成年後見制度の促進計画につきましては、この制度がまず出始めて間もない頃の計画でしたので、その制度の周知というところを主眼に置いた１期の計画となっておりました。で、この２期を策定するに向けて、この周知につきましては広報等でまずその周知活動をまず行っており、成年後見制度という言葉、それからその内容についてのまず周知は、まず進んでいるという評価としております。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　よろしいですか。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄）　起立全員です。したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

【日程第２０　議案第１６号 市道路線の認定及び変更について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第20、議案第16号 市道路線の認定及び変更についてを議題とします。

議案第16号について、当局より提案理由の説明を求めます。佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木渉）　それでは、説明資料の16ページをお開き願います。

議案第16号 市道路線の認定及び変更についてご説明いたします。

本案は、道路法第８条第２項及び第10条第３項の規定により、市道路線の認定及び変更について、議会の議決を求めるものでございます。

認定する路線は２路線で、開発行為による宅地造成に伴い、一般交通の用に供するために新設された道路を認定するものでございます。

また、変更する２路線は、すでに潟上市道に認定されている路線で、開発行為の宅地造成に伴い延長された道路を変更するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第２１　議案第１７号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第21、議案第17号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

議案第17号について、当局より提案理由の説明を求めます。古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳）　それでは、説明資料の18ページをお開き願います。

議案第17号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてご説明いたします。

本規約の一部変更は、秋田県市町村総合事務組合の構成団体である男鹿地区消防一部事務組合及び湖東地区行政一部事務組合が、令和８年３月31日付けで解散し、両組合を統合して設立された男鹿潟上南秋消防組合が同年４月１日付けで加入することに伴い、総合事務組合規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体で協議するため、議会の議決を求めるものでございます。

変更内容でございますが、総合事務組合の構成団体と共同処理に係る地方公共団体を定めた別表から「男鹿地区消防一部事務組合」及び「湖東地区行政一部事務組合」を削除し、「男鹿潟上南秋消防組合」を追加するものでございます。

なお、この規約は令和８年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄）　起立全員です。したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

【日程第２２　議案第１８号 令和７年度潟上市一般会計補正予算（第１５号）（案）について　から　日程第３０　議案第２６号 令和７年度潟上市下水道事業会計補正予算（第３号）（案）について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第22、議案第18号 令和７年度潟上市一般会計補正予算（第15号）（案）についてから日程第30、議案第26号 令和７年度潟上市下水道事業会計補正予算（第３号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案第18号から議案第26号までについて、当局より一括して提案理由の大綱説明を求めます。古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳）　それでは、説明資料の19ページをお開き願います。

議案第18号から議案第26号までの令和７年度潟上市一般会計、特別会計及び公営企業会計の３月補正予算（案）の大綱についてご説明いたします。

はじめに、予算の規模でございます。

１、一般会計は、補正前の額217億1,516万円、補正額１億7,395万7,000円の追加で、補正後の額は218億8,911万7,000円でございます。

補正予算の財源でございますが、特定財源が7,241万5,000円、一般財源が１億154万2,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

２、主な特別会計の補正額は、（１）の国民健康保険事業9,614万7,000円、（３）介護保険事業１億5,780万7,000円でございます。

３、公営企業会計の補正額は、（１）水道事業１億4,959万9,000円の増額、（２）

下水道事業269万1,000円の減額でございます。

次の21ページをお願いいたします。

補正予算案の主な内容についてご説明いたします。

１、「支える力」の創造の（１）保育所等整備費補助事業７万5,000円は、市内私立教育・保育施設等における防犯対策に係る経費について補助するものでございます。

２、「考える力」の創造の（１）戸籍附票システム等改修事業498万3,000円は、住民票へ氏名の振り仮名を一括登録及び戸籍の附票へ振り仮名含む旧氏を記載するため、システムを改修するものでございます。

次の22ページをお願いします。

Ⅱ、公共事業の（１）市道整備事業6,348万1,000円は、安全で快適な道路交通を確保するため、市道二田追分線の改良を実施するものでございます。

（２）水道管路更新事業１億6,920万1,000円は、水道水の安定供給を図るため、老朽化への対策や自然災害への備えとして水道管路の計画的な更新を行うものでございます。

Ⅲ、その他の（１）基金積立金１億3,879万3,000円は、一般会計に係る積立金で、主なものは、①財政調整基金積立金１億473万3,000円でございます。

参考までに、財政調整基金の令和７年度末の残高見込額は、12億6,863万9,000円でございます。

次の23ページをお願いします。

（２）の各特別会計基金積立金は２億5,500万3,000円で、主なものは、②の介護給付費準備基金積立金１億5,780万7,000円でございます。

このほか、繰越明許費の補正を９件、地方債の限度額補正３件を計上しており、内容は記載のとおりでございます。

３月補正予算の大綱についてのご説明は以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これで大綱説明を終わります。

【日程第３１　議案第２７号 令和８年度潟上市一般会計予算（案）について　から　日程第３９　議案第３５号 令和８年度潟上市下水道事業会計予算（案）について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第31、議案第27号 令和８年度潟上市一般会計予算（案）についてから日程第39、議案第35号 令和８年度潟上市下水道事業会計予算（案）についてまでを一括議題とします。

議案第27号から議案第35号までについて、当局より一括して提案理由の大綱説明を求めます。古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳）　それでは、別冊の令和８年度当初予算概要の１ページをお開き願います。

議案第27号から議案第35号までの令和８年度潟上市一般会計、特別会計及び公営企業会計予算（案）の大綱についてご説明いたします。

Ⅰ、当初予算の規模でございますが、令和８年度潟上市一般会計予算の総額は、歳入歳出とも178億9,500万円で、前年度肉付け後の６月補正後の予算額と比較し、4.3パーセント増でございます。

当初予算は、令和８年度潟上市重点施策推進方針に基づき、ふるさと潟上の活力を担う「３つの力」を政策の柱に据え、これまで推進してきた子育て世代への支援、産業振興、移住・定住の促進などについて継続して取り組むほか、公共施設の改修を進める積極予算としてございます。

次の２ページをお願いします。

（１）歳入の主なものについてご説明いたしますが、前年度の比較は肉付け後の６月補正後の予算額との比較となります。

１款市税は31億238万8,000円、前年度比5.9パーセント増でございます。

10款地方交付税は63億3,976万円、前年度比4.6パーセント増でございます。

14款国庫支出金は22億8,061万9,000円、前年度比13.7パーセント減でございます。

15款県支出金は12億471万5,000円、前年度比10.6パーセント増でございます。

18款繰入金は17億1,199万6,000円、前年度比25.9パーセント増でございます。

21款市債は８億8,330万円、前年度比３パーセント減でございます。

４ページをお願いします。

（２）歳出の目的別予算の主なものについてご説明いたしますが、こちらも同様、前年度の比較は６月補正後の予算額との比較となります。

２款総務費は25億2,676万8,000円、前年度比２パーセント増でございます。

３款民生費は66億5,244万4,000円、前年度比4.9パーセント増でございます。

４款衛生費は11億469万1,000円、前年度比3.4パーセント増でございます。

６款農林水産業費は３億9,355万円、前年度比27.3パーセント増でございます。

７款商工費は８億1,984万8,000円、前年度比69パーセント増でございます。

８款土木費は16億1,173万6,000円、前年度比10.5パーセント減でございます。

10款教育費は17億2,451万1,000円、前年度比0.1パーセント増でございます。

12款公債費は17億3,422万1,000円、前年度比５パーセント増でございます。

次に、性質別予算の主なものについてご説明いたします。

人件費は30億1,817万1,000円、前年度比6.5パーセント増でございます。

扶助費は27億5,292万4,000円、前年度比2.2パーセント減でございます。

公債費は17億3,422万1,000円で、前年度比５パーセント増でございます。

これら三つを合わせた義務的経費は、全体の42パーセントでございます。

普通建設事業費は16億4,511万4,000円、前年度比4.5パーセント減でございます。

物件費は32億3,393万円、前年度比2.5パーセント増でございます。

補助費等は29億3,707万円、前年度比10.5パーセント増でございます。

７ページをお願いいたします。

下段になります。６の各特別会計・企業会計予算についてでございます。

これら特別会計、企業会計を合わせた総額は107億4,805万2,000円で、前年度比0.9パーセント減でございます。

９ページをお願いいたします。

Ⅱ、重点施策の概要についてご説明いたします。

令和８年度当初予算（案）は、ふるさと潟上の将来を見据えた「３つの力」を政策の柱とし、再掲を含めた総額91億9,412万9,000円となる事業を計上してございます。

ここからの事業内容の説明は、新規事業を中心に主な事業のみとさせていただきます。

一つ目の「稼げる力」の創造には、16億1,544万円を計上してございます。

１、農業生産力の向上及び担い手支援の次の10ページになります。（３）農業生産振興事業3,382万3,000円のうち、⑧の潟上花き・果樹緊急支援事業費補助金271万4,000円は、令和７年度において降ひょう及び高温による被害を受けた花き・果樹生産者を対象に、次期作に向けた生産資材の購入費用の一部を支援するものでございます。

２、森林資源の保全と活用の次の11ページになります。（２）鳥獣被害対策事業928万9,000円のうち、④ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金200万円は、有害鳥獣を引き寄せる樹木の伐採及び処分に係る費用の一部を支援するものでございます。

３、漁業の振興の（１）水産業振興事業1,783万1,000円のうち、③の潟上市漁業経営安定資金貸付金1,500万円は、漁業経営者の安定経営並びに漁業の振興及び発展に資

することを目的に、秋田県漁業協同組合に対し漁業経営安定資金の原資を貸し付けるものでございます。

次の12ページをお願いします。

５、起業・企業立地の推進の（１）工場等設置奨励事業１億3,582万7,000円は、市外からの企業誘致を積極的に展開するため、企業誘致への支援を行うもので、令和８年度は③設備投資助成金として１億573万円を計上してございます。

（２）の工業団地整備事業1,567万5,000円は、昭和工業団地への引き合いが多く、工業用地の不足が今後見込まれるため、用地造成に係る適地調査を行うものでございます。

14ページをお願いいたします。

８、特産品等の販売促進の（２）ふるさと納税事業７億4,840万9,000円は、ふるさと納税を原資とした基金による市の振興のため、返礼品の充実や潟上市の知名度向上、寄附者及び寄附金額の増加を図るものでございます。

次の15ページをお願いします。

10、移住・定住の推進の次のページになります。（３）のお試し移住体験事業363万9,000円のうち、②のお試し移住体験住宅事業303万9,000円は、移住に関する不安の軽減・解消や早期移住の促進を図るため、潟上市での暮らしを体験する機会を創出するものでございます。

次の17ページをお願いします。

二つ目の「支える力」の創造に係る事業は、61億607万1,000円を計上してございます。

次の18ページをお願いします。

地域における生活支援体制の充実の（１）地域生活支援事業3,282万7,000円のうち、③の基幹相談支援センター事業995万7,000円は、専門性を持った相談員による相談や、他の機関と連携して必要な支援を調整し、相談支援機能の強化を図るものでございます。

次の19ページをお願いします。

４、健康づくりの推進の次の20ページになります。（２）がん検診精密検査助成事業750万円は、がん死亡率の低下や健康寿命の延伸を図るため、がん検診精密検査費用の一部を助成するものでございます。

次の21ページをお願いします。

５、感染症予防の推進の（１）予防接種事業6,906万6,000円のうち、①の定期予防接種事業では、定期接種化されますＲＳウイルスワクチンの接種を新たに実施するものでございます。

（２）の高齢者予防接種事業では、1,367万7,000円のうち、③の帯状疱疹予防接種事業では、65歳以上の方が定期接種対象となりますが、50歳以上の方で定期接種の対象とならない方にも接種費用を一部拡充し、引き続き助成するものでございます。

次の22ページをお願いします。

６、子育て支援の充実の（１）利用者支援事業1,221万4,000円のうち、⑤の親子関係支援事業41万2,000円は、支援を要する家庭を対象に子どもの発達や状況に応じた支援をするため、ペアレント・トレーニングを行うものでございます。

次の23ページをお願いします。

７、子どもを産み育てやすい環境づくりの25ページになります。（８）妊婦等包括相談支援及び給付事業2,705万9,000円のうち、①の妊婦等包括相談支援事業242万4,000円は、妊婦やその配偶者に対して面談等により情報提供や相談を行うもので、新たにアプリオンライン予約サービスを導入するものでございます。

次の26ページをお願いいたします。

８の就学前教育・保育の推進の次の27ページになります。（３）の保育所・認定こども園運営事業10億3,430万5,000円のうち、③の追分保育園民営化支援事業1,936万5,000円は、保育所の移管先となる社会福祉法人に必要な補助をするものでございます。

30ページをお願いします。

13の斎場運営の開始の（１）葬祭場管理費3,748万5,000円は、本市に移管される湖東地区斎場の適正な運営管理を行うものでございます。

32ページをお願いします。

三つ目の「考える力」の創造に係る事業は、14億7,261万8,000円を計上してございます。

１、教育環境の整備・充実の次のページになります。（４）小・中学校管理運営事業７億7,039万1,000円のうち、⑧の学校改修事業は、追分小学校校舎増築事業３億6,711万8,000円などを実施するものございます。

次の34ページをお願いいたします。

２、市民の参画の推進の３、行政サービスのデジタル化の推進の（１）ＤＸ推進事業

473万4,000円は、多様化する市民ニーズへの対応や安定的な行政サービスを継続的に提供していくため、ＤＸを推進するものでございます。

次の35ページをお願いいたします。

４、公用車・公共施設マネジメントの推進の（３）樹木伐採等対策事業5,556万1,000円は、公有財産の適切な管理を行うため、松くい虫被害木等の伐採を行うものでございます。

37ページをお願いします。

最後に、「３つの力」の下地となる社会基盤を整備する公共事業として、19億8,016万1,000円を計上してございます。

１、幹線道路・生活道路の整備の次の38ページになります。（２）道路改良・舗装修繕事業等の３億4,083万8,000円は、安全で快適な道路交通を確保するため、市道の改良・舗装修繕等を行うもので、主な路線は、二田追分線や大清水下谷地線でございます。

次の39ページをお願いいたします。

３、快適な公園環境の維持の（１）鞍掛沼公園リニューアル事業7,332万3,000円は、公園の魅力向上及び利用促進を図るため、新たな大型遊具の設置や老朽化した既存施設の解体を行うものでございます。

４、上下水道等の整備の（１）水道施設更新事業１億9,069万1,000円は、水道水の安定供給を図るため、浄水場等の適正な維持管理と老朽化や自然災害への備えとして計画的な更新・改修を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これで大綱説明を終わります。

ここで皆様にお諮りします。お昼となりましたが、このまま継続して会議を進めてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　それでは、このまま継続して会議を進めます。

【日程第４０　予算特別委員会の設置について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第40、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第18号から議案第35号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　異議なしと認めます。したがって、議案第18号から議案第35号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

【日程第４１　予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第41、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題とします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長を選任するため、予算特別委員会を開催します。

暫時休憩します。

午後　０時０２分　休憩

……

午後　０時０３分　再開

○議長（佐藤敏雄）　会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が選出されましたので、ご報告いたします。

委員長には13番堀井克見議員、副委員長には15番鐙仁志議員、以上のとおり決定しました。

【日程第４２　諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第42、諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

諮問第１号について、提出者の説明を求めます。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大）　それでは、説明資料の25ページをお開き願います。

諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明いたします。

本案は、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、同委員候補者について推薦するものでございます。

候補者は、住所　潟上市天王字追分西93番地29、氏名　高桑博幸、生年月日　昭和36年８月８日でございます。

任期は、令和８年７月１日から令和11年６月30日までの３年間でございます。

なお、次のページに略歴がございますので、適宜ご覧ください。

ご同意のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから諮問第１号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄）　起立全員です。したがって、諮問第１号は、同意することに決定いたしました。

【日程第４３　陳情第１号　ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書】

○議長（佐藤敏雄）　日程第43、陳情第１号　ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書についてを議題とします。

陳情第１号について、社会厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　異議なしと認めます。したがって、陳情第１号については、陳情文書表のとおり社会厚生常任委員会に付託することに決定しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、３月11日水曜日、午前10時から本会議を再開しますので、ご参集願います。

皆様どうもご苦労さまでした。

午後　０時０６分　散会